

特集 ロジスティクス最前線/関東版

経済支える仕事に誇り

適正取引に向けたトラ協の役割

管内7割が新約款移行 吉田晶

小野 協議会はコンサルティング事業以降は幾つかの県でしか実施されていません。今は開催自体が減っているようです。可能な限り年数は開催し、荷主代表も参加した枠組みを活用してもらえればと思います。

続いて、標準貨物自動車運送約款と改正貨物自動車運送約款について、お願います。

吉田晶 トラック運送では荷主、元請けから下請けまで取引が多層化しています。更に、荷主都合の荷待ちの発生や、検品や荷役など付帯作業への料金支払いが無い、高速道路利用が前提の時間設定であるにもかかわらず、通送料の支払いが無いなど、事業者間の不健全な取引の改善が課題になっています。

健全な取引環境の整備に向け、運賃のほか役務の対価である料金を収受するために、17年に標準約款を改正しました。関東運輸局の管内では約7割の事業者が、新約款に移行しています。割合をできるだけ高め

ていくことが重要です。改正事業法は、18年度の国会で成立しました。働き方改革関連法に基づき、24年度からドライバーに時間外労働年960時間以内の上限規制が適用されます。労働力不足によって物流が停滞しないよう、緊急にドライバーの労働環境改善を進めるべく、議員立法で成立しました。規制の適正化、事業者の順守事項の明確化、荷主対策の深度化、標準的な運賃の告示の4項目を柱としています。

過労運行や過積載などを防止するため、過積載条件への荷主の配慮義務のほか、国土交通相から荷主への働き掛けや公正取引委員会への通知に関する規定などが盛り込まれています。

小野 約款と事業法改正の骨格の話をしていただきありがとうございます。基本的に運送事業者向けと、荷主向けの部分に大別されます。もちろん、トラック企業など業界の水準を下げる事業者への対策も必要になります。意見を聞かせてください。

業界全体で質引き上げ 武井 宏氏

着先荷待ち 請求不透明 吉高神 健司氏

武井 話は変わりますが、先ほどのトラック企業について、皆さん、どの基準から判断されていますか。

吉高神 物流業界全体の保有車両で支えているとすれば「タメな企業は業界から去れ」で済むとは思えません。季節変動が大きい中、例えば、群馬の高原野菜は100日戦争という短い期間に出荷します。元請けが必要台数を保有して対応するのは不可能です。どこから

その波動を吸収する車両が来るのか、ということだと思います。

九州から北海道まで走る長距離トラックの話も聞いたりすることがあります。ミカンを運び、次にリンゴを運びながらパレイショを積む。季節変動を渡り歩きながら、上手に荷物を運んでらっしゃるわけですね。多層構造で下層の運送事業者が本間にトラック企業とつながるのか、私は違うと思います。

トラック協会として、この取引構造全体を見渡した時にすべきことは、その事業者も含めて全体の質を引き上げることです。私は物流を日本経済を支える誇りの

データがあります。標準の運賃の原価を考えると、この数字を基準にして欲しいと願っています。

小野 新約款の提出率は関東が69.3%ですが、茨城県の事業者は52.7%と低くなっています。改正への対応スタート時の数字が悪く、関東全体の足を引っ張っています。各支部、各事業者を回り、運輸支局の応援も得て、ようやく50%超まで持ってきました。

小野 全国平均が73.4%ですから、少し低いかも知れないですね。

吉田晶 神奈川では運輸支局とタイアップし、未提出事業者に啓発文書を発送してもらいました。追い込みというわけではありませんが、促進を図りました。

ある仕事だと思えます。その仲間をトラック企業と呼んでしまうのはとても悲しい。浅井 ホワイト経営という表現は、確かに気に入らない言い方ですね。

会社の善し悪しを労働時間の長短で決めているのは、どうかと思います。あれは求職者が選別しやすいように表現しているんですよ。裏を返すと、大手しか就職にふさわしくない、と言われる中小事業者の悲哀があります。

吉高神 約款改正の話に戻ると、発荷主のところで荷待ちや付帯作業があれば、事前に発荷主と話し合い、着荷主での突発的な荷待ちや付帯作業があった時に、これは後出しジャンケンみたいなもので、誰に請求できるか明確ではありません。

出席者(順不同)

- 東京都トラック協会/会長 浅井 隆氏
- 埼玉県トラック協会/会長 鳥居 伸雄氏
- 神奈川県トラック協会/会長 吉田 修一氏
- 千葉県トラック協会/会長 角田 正一氏
- 栃木県トラック協会/会長 吉高神 健司氏
- 群馬県トラック協会/会長 武井 宏氏
- 茨城県トラック協会/会長 小林 幹愛氏
- 山梨県トラック協会/会長 坂本 政彦氏
- 〈オブザーバー〉 関東運輸局/局長 吉田 晶子氏
- 〈モデレーター〉 流通経済大学/教授 小野 秀昭氏



吉田 晶子氏



吉高神 健司氏



吉田 修一氏



小野 秀昭氏

(10面に続く)

製紙パレットの不正流用は違法です。

製紙以外を載せて出荷するのはダメ!

パレットの流用・転売はダメ!

製紙パレット機構とは

唯一のパレット回収受託会社

昭和48年に日本の製紙会社が共同となって始めたパレット回収システムです。株主である大手製紙メーカー様より正式にパレット回収業務を委託されています。

全国無料回収

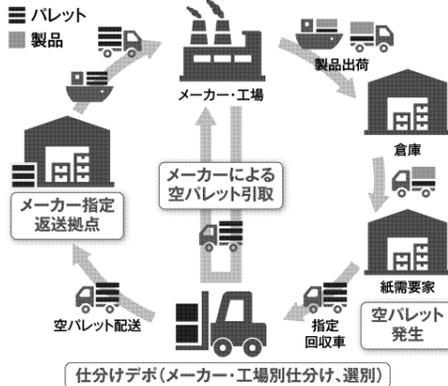
北海道から九州まで、全国どこからでも無料回収します。

地球環境保全に貢献

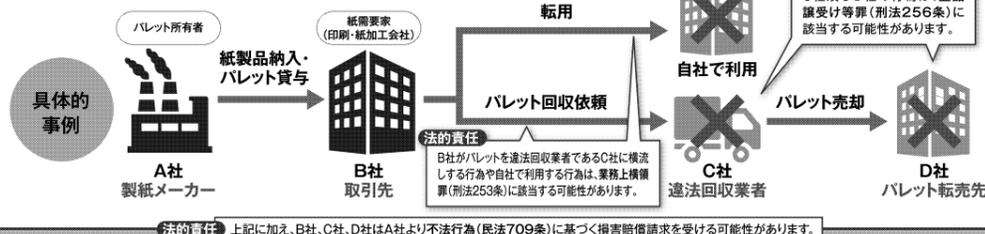
2018年度で453万枚のパレットを回収・再利用。木材使用の節減を通じ、地球環境保全に貢献しています。

パレット回収は指定のマークの指定協力会社に
指定回収車(トラック)ステッカー

製紙パレット回収の流れ



製紙パレットの不正流用は違法です。



不正を見つけたらご連絡ください。 info@spallet.co.jp

株式会社 製紙パレット機構
東京都中央区銀座3-9-11 (紙パルプ会館10階)

TEL: 03-3248-4857 FAX: 03-3248-4858
E-mail: kaishu@spallet.co.jp
ホームページ: https://www.spallet.co.jp

製紙パレット回収申込は
こちらから